【様式１】

受付番号

**共同申請の場合**

平成　　年　　月　　日

全国中小企業団体中央会会長　殿

広島県地域事務局長　殿

　応募者

幹事企業（〒　　　　－　　　　　）

本社所在地

補助事業の実施場所

（※本社所在地と異なる場合のみ記載）

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連携先１（〒　　　　－　　　　　）

本社所在地

補助事業の実施場所

（※本社所在地と異なる場合のみ記載）

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連携先２（〒　　　　－　　　　　）

本社所在地

補助事業の実施場所

（※本社所在地と異なる場合のみ記載）

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

平成２９年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金事業計画書の提出について

【一般型・小規模型】

　平成２９年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金に係る補助金の交付を受けたいので、公募要領に定める要件、注意事項等に全て了解した上で、下記１．から３．の書類を添えて提出します。

　また、当社は「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の交付を受ける者として下記４．に定める不適当な者のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１．【様式２】事業計画書

２．決算書（直近２年間の貸借対照表、損益計算書（特定非営利活動法人の場合は活動報告書）、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表）

３．定款若しくは登記事項証明書（提出日より３ヵ月以内に発行されたもの）

４．ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の交付を受ける者として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

　　注１．計画書の用紙サイズは、Ａ４判の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに左側に縦２穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、一部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、事業計画書に枚数制限はありませんが、記載分量で採択を判断するものではありません。

　　注２．【様式１】は対象類型（革新的サービス、ものづくり技術）共通です。幹事企業を筆頭に、連携体参加企業の郵便番号、本社所在地、商号又は名称、代表者役職・氏名を連記し、各事業者の代表印の押印してください。【様式２】や添付書類は、各事業者での提出が必要となります（該当する対象類型の様式を使用してください。連携体内の事業者ごとに、革新的サービス、ものづくり技術をまたぐことも可能です）。

＜事業類型等の内容＞

※　以下の項目について、①事業類型のいずれか１つに必ずチェックするとともに、②補助率２／３要件、③増額要件を満たす場合はチェックをつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 一般型 | 小規模型（設備投資のみ） |
| ①事業類型＜いずれか１つに☑＞ | □ | □ |
| ②補助率２／３要件＜該当する箇所に☑＞ | □ 先端設備等導入計画の認定取得（予定）□「付加価値額」「一人当たりの付加価値額」年率３％、「経常利益」年率１％を向上する経営革新計画の承認取得（予定）（※）該当しない場合は☑不要です（その場合の補助率は１／２以内となります）。（※）該当する場合は上記の取得条件を満たさないと交付決定することはできません。 | □ 小規模企業者・小規模事業者または常時使用する従業員が２０人以下の特定非営利活動法人である（※）公募要領８ページ「小規模型（設備投資のみ）」も併せてご覧ください。（※）該当しない場合は☑不要です（その場合の補助率は１／２以内となります）。（※）該当する場合は「労働者名簿一覧」の提出が必要となります。法律上の要件を満たさないと判断された場合は希望する補助率を適用することはできません。 |
| ③補助上限額の増額要件＜該当する場合は☑＞ | □ 生産性向上に資する専門家の活用を希望する（※）該当する場合は事業計画書に専門家の活用がどう寄与するか記載してください。（※）１事業者でも該当する場合は☑が必要です。１事業者でも該当する場合は、事業計画書に専門家の活用がどう寄与するか記載してください。 |